



資金の借り入れの際は、次の点にご注意ください。

<p>1 償還期間（据置期間） 各資金ごとの償還期間(据置期間)は、実際の貸付対象施設等の耐用年数や貸付対象事業の効果、収益力などを考慮して、個別に設定されます。 また、据置期間は、償還期間内で設定しますので、その据置期間中は利息のみの返済となります。</p>	<p>4 計画変更 当初の計画(事業量、事業費、事業内容等)を変更する場合は、認定を受けた機関へ相談の上、所定の手続きをとってください。</p>
<p>2 事前着手はできません 貸付決定又は利子補給承認以前に事業着手しているものや、既に事業完了しているものは、原則として貸付対象になりません。</p>	<p>5 経理状況（口座開設、支払等） 事業の経理状況を明確にするために、資金の受入れ、支払については、自己資金を含め借入者名義の別段貯金口座等を開設してください。 また、支払は、口座振替で行い、必ず領収書を受け取って償還終了まで保管しておいてください。</p>
<p>3 目的外使用はできません 貸付金を、当初に計画した機械、施設等の支払以外の用途に使用することはできません。</p>	<p>6 事業完了（報告） 事業完了後等において、実績事業費の減少により、貸付額が貸付限度額を上回ることになった場合は、繰上償還等所定の手続きをしてください。 また、事業が完了した時は、各資金ごとに定められた完了届(報告書)を提出してください。</p>

具体的な使いみち
(主なもののみ記載しています)

	土地		施設・農機具				導入・育成				生活・環境関連			経営				担い手育成		災害等										
	農地等の取得	農地等の改良・造成	農地の賃借料の支払	農業生産施設等の設置	加工・流通施設等の設置	観光農業施設等の設置	農機具等の購入・設置	農機具等の賃借料	野菜・果樹・茶・花き等の植栽・育成	牛・豚・鶏等の購入・育成	品種の転換	種苗・肥料・農薬等の運転資金	農家住宅の建設・改良	給排水施設の改良・建設	ガス供給・集落給排水施設等の改良・造成	多目的施設・集会施設等の整備・改良	負債の整理・借換え	農業経営の法人化	標榜等の取得	需要開拓調査、情報処理機材の取得、営業権・商標	行政処分等による損失、社会的・経済的環境の変化による減収のための経営維持資金	農業・生産技術・経営管理技術等の研修		農業経営開始のための機械等の取得	農地の災害復旧	施設の災害復旧	災害による経営資金の借入れ	災害等による収入補填		
農業近代化資金	1			○	○	○	○																						農舎、ハウス、トラクター等の施設・機械の取得・改良等	
	2																												果樹、花木、茶等 永年性作物の植栽・育成	
	3																												牛、豚、鶏等の購入・育成	
	4		○																						○				土壌改良、客土、暗渠排水等の農地の改良・造成(事業費1,800万円以内)	
	5			○																									農地・農機具等の賃借権、研修、経営改善に必要な飼料・農薬費等	
	6																												診療施設、上下水道施設等(共同利用の場合のみ)	
	7													○	○														農村給排水施設、特定農家住宅、内水面養殖施設等	
日本政策金融公庫資金	農業改良資金			○	○	○																							(一般的なもの) 農舎、ハウス、トラクター、製茶機械等の取得、果樹・茶等の植栽、家畜の購入・育成、農地の取得(排水改良等)、農地・農機具等の賃借権、研修、経営改善に必要な飼料・農薬費等	
	農業経営基盤強化資金(スーパ-L資金)		◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	農地取得・改良・復旧、施設・機械、長期運転資金、制度資金以外の負債整理
	経営体育成強化資金	前向き投資資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	農地取得・改良・復旧、施設・機械、長期運転資金等
		償還負担軽減	再整備資金																											制度資金以外の営農負債の借換え、経営再建に必要な資材等
			償還円滑化資金																											営農負債の借換え
	青年等就農資金																													新たに農業経営を開始する際の施設や機械の取得、肥料・農薬等の運転資金に必要な費用
	農林漁業セーフティネット資金																													被災時の種苗・肥料等の経営再建費、収入減少の補填費用、経営維持安定に必要な運転資金
	中山間地域活性化資金					○	○																							加工流通施設、保健機能増進施設(観光農園・民宿等)、生産・生活環境施設
	その他資金	農業経営改善促進資金(スーパーS資金)			◆																									種苗費・肥料代・飼料費等、農業経営改善のための短期運転資金
		農業経営負担軽減支援資金																												営農負債(制度資金は利率5%以上のもの)の借換え
天災資金																										○	○	台風等の被災後の再生産のための種苗費・肥料代・農薬代等		

目的によって使える可能性のある資金に○がついています。

なお、◆は認定農業者のみ、★は認定農業者及び集落営農組織のみ、♪は農業参入法人及び集落営農組織のみ、♪+は、認定農業者・農業参入法人及び集落営農組織のみ、☆は集落営農組織のみ、◇は認定新規就農者のみが対象となります。

※1 本資金の初回借入れの場合において、既存の短期運転資金の借換えをする場合のみ可能です。負債整理には活用できません。